

## とやまの木で家づくり支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定及び富山県林業関係事業費補助金交付要綱に基づき、とやまの木で家づくり支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 富山県産木材（以下「県産材」という。）の住宅への利用を促進し、優良な木造住宅の建設を図るため、県内において木造住宅の新築又は増改築をする際に県産材を使用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。
- (2) 造作材 内装、外装などの建築物の造作に使用することを主な目的とするもの（建築物と一体的に施工される外構部を含む。）。
- (3) 構造材 柱、梁、桁など建築物の構造耐力上、主要な部分に使用することを主な目的とするもの。
- (4) 下地材 間柱、貫、胴縁など下地（外部から見えない部分をいう。）に使用することを主な目的とするもの。

### (補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 富山県内で自ら居住のために新築または増改築をする木造住宅であること（売払いや賃貸を目的とするものは対象外とする。）。なお、店舗と住宅を兼ねる建築物の場合は、住宅部分に係る部材のみを補助対象とする。
- (2) 県産材の使用量が1棟あたり1㎡以上であること。
- (3) 県内に事業所を有する業者が施工すること。
- (4) 第6条に規定する事業計画の認定を受け完成した住宅であること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額の算定及び限度額は、別表のとおりとする。

### (事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業計画認定申請者」という。）は、事業計画認定申請書（様式第1号）を住宅完成予定日の一箇月前までに知事に提出しなければならない。

なお、事業計画の認定申請は、1棟あたり1回とする。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業計画の認定の採否を事業計画認定申請者及び住宅の所在する市町村を所管する農林振興センター所長（以下「所長」という。）に通知（様式第2号。以下「事業計画認定通知書」という。）するものとする。ただし、事業計画の認定は、補助金の交付を約束するものではない。
- 3 知事は、事業計画認定者が住宅を完成する見込みがないなど、不測の事態が生じた場合は、その資格を取り消すことができる。

## 第7条 削除

## 第8条 削除

（県産材の確認について）

第9条 事業計画の認定を受けた者（以下「事業計画認定者」という。）は、住宅の所在する市町村を所管する農林振興センターの職員による県産材の使用状況の確認（以下「現地確認」という。）を受けなければならない。ただし、所長の判断により現地確認を省略することがある。

2 事業計画認定者は、工事完成後に目視で確認できない部材（構造材及び下地材等）の使用状況について写真で記録し、補助金交付申請書に添付して提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、提出を省略することができる。

- （1）現地確認を受けた場合
- （2）とやまの木で家づくり応援工務店が施工する場合
- （3）とやまの木で家づくり応援設計事務所が設計する場合

（辞退）

第10条 事業計画認定者は、認定を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を所長を経由して知事に提出しなければならない。

なお、特段の理由がなく事業計画認定日から1年後までに補助金交付申請がない場合は辞退したものと見なすものとする。

（補助金交付申請・実績報告）

第11条 事業計画の認定を受けた住宅が完成し、補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅が完成した日から起算して三箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助金交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、所長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、県産材出荷証明書（様式第8-2号）と県産材使用実績計算書（様式第3号）の内容が一致する場合には、県産材出荷証明書兼使用実績計算書（様式第3-1号）を使用することにより、富山県産材証明書（様式第8-2号）の提出を省略することができる。

- （1）事業実績書（様式第7号）
- （2）富山県産材証明書（様式第8号～8-2号）
- （3）県産材使用実績計算書（様式第3号）
- （4）完成写真（全景、内部）
- （5）債主名登録書兼口座振替届（様式第9号）

(6) 設計図（平面図）

(7) 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真（第9条第2項の規定による省略可）

2 所長は、提出された補助金交付申請書の内容を確認し、確認報告書（様式第4号）により知事へ報告するものとする。なお、申請書に不備があれば所長は申請者に修正を指示することができる。

（補助金交付決定・額の確定）

第12条 知事は、前条第2項の結果に基づき、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知（様式第10号）するものとする。

2 知事は、事業計画認定の順に関わらず、補助金交付申請書を受理した順に内容の審査及び交付決定を行うこととし、年度の予算の範囲を超えた時点で受付を停止するものとする。

3 補助金の額の算定や補助要件等は、事業計画認定をされた年度に関わらず、補助金交付申請年度の実施要領に基づくものとする。

（普及啓発への協力）

第13条 補助金の交付を受けた者は、県の定める県産材活用の普及啓発に関して協力しなければならない。

（補助金の返還等）

第14条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、知事は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、富山県補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年5月20日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年11月9日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(別表・第5条関係)

補助単価	使用する県産材 1立方メートルあたり 20 千円
上限額	1棟あたり 400 千円
補正係数	<p>申請書記載の部材別の使用量にそれぞれ部材別区分に応じた補正係数を乗じて得られた値の総和を県産材の使用量とする。この場合において、0.1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)造作材（内装、外装、外構等）：1.00 (2)構造材（柱、梁、桁等）：0.50 (3)下地材（間柱、貫、胴縁等）：0.25</p>